

新型コロナウイルスの影響で困っている個人（フリーランス等）の方向け：主な支援制度一覧表（2020年5月6日現在）

注意

この一覧表は内容を簡略化しています。また、制度内容は日々更新されているので、詳細を問い合わせ先HPで確認し、その上で不明点があれば電話等で確認して下さい。

発行者：七田総合研究所株式会社

代表取締役 七田 亘（中小企業診断士・社会保険労務士）

資金繰り

売上減少したので融資を受けたい

信用保証（セーフティネット保証）
（危機関連保証）

【4号】100%保証（売上20%以上減）
【5号】80%保証（売上5%以上減）
【危機】100%保証（売上15%以上減）

最寄りの
信用保証協会

無利子・無担保融資
（新型コロナウイルス感染症特別貸付）

コロナで売上5%以上減
融資限度額（国民事業）：6,000万円（別枠）
（中小事業）：3億円（別枠）

日本政策金融公庫
0120-154-505

上記に該当しないが融資を受けたい

セーフティネット貸付

売上減少幅に関係なく
融資限度額（国民事業）：4,800万円
（中小事業）：7.2億円

日本政策金融公庫
0120-154-505

コロナで売上が半減した

持続化給付金（※ 現金給付）

前年の総売上（事業収入）
-（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）
上限：中小200万円、個人事業100万円

事業コールセンター
0120-115-570

とにかく資金流出を防ぎたい

税金・社会保険料の猶予制度

納付困難な場合、国税・地方税・厚生年金等の納付を猶予

最寄りの
税務署・都道府県・市町村・年金事務所

休業補償

従業員を休業させた

雇用調整助成金
（コロナ特例 4/1～6/30）

休業手当等を助成 1人1日8,330円を上限
助成率：中小企業（4/5、解雇無い場合9/10）
（※一定の要件を満たすと最大10/10）

子供がいる従業員を休ませた

学校等休業助成金
（労働者を休ませた事業者向け）

小学校等の臨時休業等で従業員を有給（年次有給休暇を除く）で休ませた場合
賃金助成額：1人1日8,330円を上限

子供がいるフリーランスが休業した

学校等休業支援金
（フリーランス向け）

小学校等の臨時休業等で休業した場合
支援額：1日4,100円（定額）

厚生労働省
相談コールセンター
0120-60-3999

生活支援 個人の

とにかく家計を支援してほしい

【給付】特別定額給付金

令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている人1人あたり10万円を給付
（原則として世帯主にまとめて給付）

コールセンター
0120-260020

コロナで休業・収入減少したため家計が維持できない

【貸付】緊急小口資金
（コロナ特例）

貸付上限：原則10万円（特例は20万円）
据置期間：1年以内、償還期限：2年以内
無利子・保証人不要

市区町村の
社会福祉協議会

離職・廃業・休業等の収入減少で住居を失った・失うかもしれない

【給付】住居確保給付金

家賃実費支給（住んでいる地域・世帯人数によって上限が異なる）
支給期間：原則3か月

住んでいる
市区町村

七田総合研究所
株式会社HP

